

平成25年度における京都市職員の給与の額の特例に関する条例（平成25年6月28日京都市条例第12号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、公営企業の管理者、教育長及び京都市職員給与条例の適用を受ける一般職の職員（再任用職員及び臨時的任用職員を除く。）の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料及び地域手当の額について、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を減じることとする特例措置を講じることとしました。

職員の区分	割合
公営企業の管理者、教育長及び課長相当以上の職にある者	100分の6.4
課長補佐及び係長相当の職にある者	100分の4.8
上記に掲げる者以外の者	100分の3.6

この条例は、平成25年7月1日から施行することとしました。

平成25年度における京都市職員の給与の額の特例に関する条例を公布する。

平成25年6月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第12号

平成25年度における京都市職員の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年度における職員（公営企業の管理者，教育長，京都市職員給与条例（以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号から第7号までの給料表の適用を受ける職員（地方公務員法第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）及び京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例（以下「学校管理用務員給与条例」という。）第2条の給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に支給する給料（京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第55号）附則第2項前段の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による改正前の職員給与条例第3条の2の規定により支給する給料を除く。以下同じ。）及び地域手当の額について，職員給与条例，京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び学校管理用務員給与条例（以下「職員給与条例等」という。）の特例を定めるものとする。

(給料及び地域手当の額の特例)

第2条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給料及び地域手当の額は，職員給与条例等の規定にかかわらず，職員給与条例等の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から，当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とする。

- (1) 公営企業の管理者，教育長，職員給与条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上であるもの並びに同項第2号から第7号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として市長が定めるもの 100分の6.4
- (2) 職員給与条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級又は5級であるもの並びに同項第2号から第7号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれらに相当する者として市長が定め

るもの 100分の4.8

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3.6

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(行財政局人事部給与課)